

岩手県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営古城地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市前沢区古城字四反田	137番	田	田	345	344
〃	153番	〃	〃	757	131
奥州市前沢区古城字宿ノ前	135番 1	〃	〃	24	23
〃	158番	〃	〃	153	65
〃	164番	〃	〃	136	135
奥州市前沢区古城字小谷起	62番	〃	〃	561	32
奥州市前沢区古城字上ノ台下	20番 1	〃	〃	317	100
奥州市前沢区古城字水上西	34番	畑	〃	826	740
奥州市前沢区古城字水神野	29番 1	田	〃	212	211
奥州市前沢区古城字島田	38番 1	〃	〃	187	186
〃	54番	〃	〃	259	187
〃	57番	〃	〃	920	54
奥州市前沢区古城字東見寺下	113番 1	〃	〃	369	332